

	○ 転売を目的とした商品や本事業の趣旨に沿わないもの等
精算方法	取扱店は所定の用紙に必要事項を記入し、商品券(裏面押印済)を添えて商工会窓口へ提出。商工会では月2回の指定日に取扱店の指定口座に送金します。

【申込書提出先・問合せ先】

山ノ内町商工会 〒381-0401 山ノ内町大字平穩 3246-2 TEL:33-5666 FAX:33-2765

新型コロナウイルス感染症拡大防止策の徹底について (長野県新型コロナ対策推進宣言)

長野県では、県内の経済活動の再開・需要の喚起を図るため、事業者が自ら適切な感染防止策を宣言する「新型コロナ対策推進宣言の店」を実施しています。(全業種対象)

事業概要は下記のとおりですので、まだ宣言をしていない事業者は早急に宣言を実施してください。

(事業概要)

1 感染防止策の取組内容

- ①対人距離の確保 ②手指消毒液の設置 ③マスクの着用 ④施設の換気
⑤国や関係団体が定めるガイドライン等に基づき必要と判断される項目

2 上記感染防止策を顧客や取引先等にPR

各事業所の宣言実行のステップ

ステップ1

新型コロナウイルス感染症対策を事業所で検討

ステップ2

長野県ホームページからステッカー・ポスターをダウンロードし、プリントアウトのうえ事業所に掲示(ポスターには事業所名等を記載)して宣言を実施

ステップ3

宣言を実施した旨を電話等にて山ノ内町商工会へ報告(報告用紙は特にありません)商工会では宣言内容を聞き取りにて確認し、長野県商工会連合会のホームページにて宣言事業所を公表

※商工会にて作成した掲示ステッカーを、希望者に配布

3 各種支援策への影響

宣言をしないと、山ノ内町プレミアム付商品券事業の取扱店として登録できません。また、今後の国・県・町等の各種支援策の対象要件にならないことが見込まれます。

4 詳細情報ホームページ

長野県公式ホームページ → 新型コロナウイルス感染対策 総合サイト

https://www.pref.nagano.lg.jp/service/corona_taisakusengen.html